

林業省分署

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、林業省職員定数規程を次のように定める。

林業省職員定数規程

1. 林業省に置かれる職員は、各内部部局、各附屬機関及び各地方支分部局制の定数は、林業省定員規程、林業省官、林業省官及びその他の職員を以て左に掲げる通りとする。

本省

区	分	定	考
内部部局	大臣官房 参事官 参事官 参事官	八六八人 三六三人 六八一一人	うち七八八人は、林業協同組合部の定数とする。 うち各部の定数は、左の通りとする。
河川機関	河川改良局 河川試験場	七二六人 一五二〇人	うち各部の定数は、左の通りとする。 計画部五〇〇人 研究部一三八人 普及部 六一人 統計調査部のうち七人は、国立国会図書館文部省図書館の職員とする。 うち一三〇人は、河川改良局の定数とする。

食糧庁

己

内務部

合	地方支分部局	附屬機関	分				定	考
			計	事務部	検査部	監理部		
計	計	計	計	計	計	計	計	
二五二七二人	二八九五一人	七三四人	五八七人	二〇一人	一三七人	二四九人		
							各食糧事務所を通じての定数とする。	

定数

考

食糧庁

合	地方支分部局	附屬機関	分				定	考
			計	事務部	検査部	監理部		
計	計	計	計	計	計	計	計	
二五二七二人	二八九五一人	七三四人	五八七人	二〇一人	一三七人	二四九人		
							各管区事務所を通じての定数とする。 各本庁事務所を通じての定数とする。	

定数

考

水産庁

内閣府	官	主	考
水産部	計	二二三人	
水産部	計	二五〇人	
水産部	計	一一八人	
水産部	計	六一一人	
附屬機関			
水産研究所	計	四四四人	各水産研究所を同じての定数とする。
日光養魚場	計	九人	
第二水産講習所	計	一四四人	
東京水産大学	計	三二二人	第一水産講習所の定数は、東京水産大学の定数に含まれるものとする。
水産駐在所	計	九一九人	各水産駐在所を同じての定数とする。
水産駐在所	計	三七七人	
水産駐在所	計	三七七人	
合計		一三八七人	

又 諸君で務める議員の外、別で専任官として定める日から、各駐在所の員を
 て従事させるため八十三人以上以内、各試験場の員を従事させるため
 五十八人以上以内、食糧課の員を従事させるため五十九人以上以内、水産課
 の員を従事させるため五十九人以上以内及び水産研究所の員を従事させる
 ため二百六人以上以内の員を置くことができる。

各水産研究所、肥料検査所、漁出品検査所、生糸検査所、茶原
 検査所、動物物検査所、陸付工業所、特馬事務所、馬鈴薯原産地検査
 所、漁業改良所、各地事務所、資料調査所、作物報告事務所、食糧事務所、
 官林局、営林署、不炭事務所、水産研究所及び水産駐在所の定数は、各
 一項に規定する当該駐在所又は地方支分部局の定数の範囲内において、
 水産大臣又は各外局の長が別に定める。

この旨令は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月一日から適用す

よ 農林省で定めらるる議員等の定員に於ては、昭和二十三年農林省令第一
二十号)は、廃止す。
よ 各商標局等、各商標局の職員又は各商標局の支分商標局の職員に於て、この省令で定
めらるる定数を超えらるる定数の職員は、昭和二十三年九月三十日までの間は、こ
の定数の外に置くことができる。

原本不明瞭